

次期医療計画の記載事項と作成手順（厚生労働省「医療計画作成指針」より抜粋）

1 医療計画の記載事項（医療法第30条の4第2項）

※下線は今回改正事項

記載事項	主な内容
(1) 都道府県において達成すべき、5疾病・5事業及び在宅医療の目標に関する事項	①患者動向、医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状 ②必要となる医療機能 ③課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策・事業
(2) 5疾病及び5事業並びに在宅医療に係る医療連携体制に関する事項	④各医療機能を担う医療機関等の名称 ⑤評価・公表方法 ⑥公的医療機関等及び <u>独法医療機関</u> 並びに社会医療法人の役割 ⑦ 病病連携及び病診連携
(3) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項	⑧歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 ⑨薬局の役割 ⑩ 訪問看護ステーションの役割 5疾病：がん、脳卒中、 <u>心筋梗塞等の心血管疾患</u> 、糖尿病、精神疾患 5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）
(4) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項	①地域医療対策協議会の取組（議論の経過等、同協議会で定めた施策） ②地域医療支援センター事業等の内容 ③医療従事者の現状及び目標
(5) 医療の安全の確保に関する事項	①医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標 ②医療安全支援センターの現状及び目標
(6) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項	①病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域（二次医療圏）
(7) 基準病床数に関する事項	①療養病床及び一般病床（二次医療圏ごと） ②精神病床、結核病床及び感染症病床（県全体）
(8) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項	①地域医療支援病院の整備の目標 ②その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標
(9) <u>地域医療構想に関する事項</u>	
(10) <u>病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項</u>	<u>地域医療構想の策定並びに病床の機能の分化及び連携の推進</u>
(11) その他医療提供体制の確保に関し必要な事項	5疾病・5事業及び在宅医療以外で、特に必要と認める医療等 ①障害保健対策 ②結核・感染症対策 ③臓器移植対策 ④難病等対策 ⑤ <u>アレルギー疾患対策</u> ⑥ <u>今後高齢化に伴い増加する疾患等対策(ロコモ、フレイル、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎等)</u> ⑦歯科保健医療対策 ⑧血液の確保・適正使用対策 ⑨医薬品等の適正使用対策 ⑩医療に関する情報化 ⑪保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組

2 他計画等との関係

- 総合確保方針、都道府県計画、介護保険法に定める基本方針、都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画との調和
- 他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和、医療と密接に関連を有する施策との連携
 - ①都道府県健康増進計画
 - ②医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画
 - ③がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める指針
 - ⑤肝炎対策基本指針
 - ⑥難病の患者に対する医療等に関する法律に定める基本方針
 - ⑦アレルギー疾患対策基本法に定める基本指針
 - ⑧児童福祉法に定める基本的な方針
 - ⑨自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画
 - ⑩アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進計画
 - ⑪歯科口腔保健の推進に関する法律に定める基本的事項
 - ⑫障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画
 - ⑬過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画
 - ⑭離島振興法に基づく離島振興計画
 - ⑮山村振興法に基づく山村振興計画

3 医療計画作成の手順

- (1) 医療計画（案）を作成するための体制の整備
- (2) 医療計画の目的、基本理念についての検討及び医療計画の基本骨子についての検討
- (3) 現行の医療計画に基づき実施された施策の効果の検証
- (4) 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築に当たっての課題や数値目標、施策についての検討
- (5) 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築
- (6) 医療圏及び基準病床数の検討
- (7) 地域医療構想の策定並びに病床の機能の分化及び連携の推進に関する施策の検討
- (8) 以上の検討を踏まえた医療計画（試案）の作成
- (9) 診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）から医療計画（試案）についての意見の聴取（必要に応じ試案の手直し）
- (10) 医療計画（案）の決定
- (12) 医療計画（案）についての市町村及び保険者協議会の意見聴取（必要に応じ医療計画（案）の手直し）
- (13) 医療計画（案）について都道府県医療審議会への諮問、答申
- (14) 医療計画の決定
- (15) 医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示